

この点字文は、神戸大学医学部附属病院医療情報部の研究班が、
総務省・戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）により研究開発している
自動点訳プログラム eBraille によるダイレクト点訳で作成しています。
このため、点字文は希に誤訳を含む可能性があります。各自の責任で利用ください。

「医療 機関を 受診 する 際の 一部

負担金 等の 免除に ついて」

住宅が 全 半壊 等 した 方

主たる 生計 維持者が 死亡 したり、

重篤な 傷病を 負った 方

主たる 生計 維持者が 行方 不明で ある 方

主たる 生計 維持者が 業務を 廃止・

休止 した 方

主たる 生計 維持者が 失職 し、 現在

収入がない方

福島第1・第2原発の事故に伴い

政府の立退き指示・屋内退避指示の

対象となつて いる方

については、医療機関に一部負担金

等を支払わずに受診することが できます（他の

市町村に転入した 場合を含む）。